



日本銀行のレポートから

～「決済システムレポート」を読む前に～

「決済システムレポート」とは

決済システムは、商取引や金融取引をはじめとする様々な経済活動を支える重要な社会インフラです。日本銀行は、最も身近な決済手段である日本銀行券を発行しているほか、金融機関間の大規模な資金決済などを行う決済システムを運営しています。また、民間決済システムも含めた決済システム全体の安全性を保つことは、金融システムの安定を確保するうえで中央銀行にとっての重要な課題となっています。

決済システムレポートは、わが国の決済システムの動きを概括し、今後の課題を把握するとともに、課題への対応状況と日本銀行の取組みを紹介することを目的に、二〇〇五年版から刊行しています。

「決済システムレポート」二〇一〇・二〇一一」の背景

近年の国際金融危機をきっかけに、内外の決済システムは、カウンターパーティ・リスク管理や流動性リスク管理等の一層の充実を図っています。国際的には、店頭デリバティブ取引における清算機関や取引情報蓄積機関の利用義務付

け、決済システムの国際基準の見直し、決済システムに対する監督・オーバーサイト体制の強化などの動きが進んでいます。わが国でも、関連法制の整備、店頭デリバティブ清算機関の設立、清算機関のリスク管理強化などの動きが進展しています。この間、新日銀ネットや第六次全銀システムなどの大型システム開発プロジェクトも進捗しています。

日本銀行は、こうした内外決済システムの動向を踏まえつつ、日銀ネットの一層の機能向上に取組むとともに、オーバーサイトの体制整備を進めてきました。オーバーサイトとは、民間決済システムの制度設計やリスク管理体制、運営状況等をモニタリングし、その安全性と効率性を評価するとともに、必要に応じて改善に向けた働きかけを行うことです。二〇一〇年五月、日本銀行は、国内およびオフショアの「決済システムに対する『オーバーサイト』の基本方針」を公表し、その目的や活動方針を明確にしました。その後、この方針に基づき、決済システムの運営主体と継続的に議論を行い、安全性・効率性向上への取組みを支援しています。

この間、二〇一一年三月には東日本大震災が発生し、甚大な社会的、経済的な

被害が生じました。震災に際して、わが国決済システムや金融機関は全体として安定的に業務を継続し、金融インフラとしての正常な機能を維持しました。これには、金融・決済機能の維持に向けた被災地金融機関の懸命な努力とともに、業務継続体制の整備に対するわが国決済システムや金融機関の地道な取組みが寄与したものと評価しています（注）。

本レポートでは、民間決済システムのリスク管理の充実に向けた取組みと日本銀行によるオーバーサイト活動を中心に、最近のわが国決済システムの動向を紹介しています。

日本銀行は、今後とも、民間決済システムの運営主体や参加金融機関、海外中央銀行、金融庁等との緊密な連携のもとで、より安全で効率的なわが国決済システムの構築に向けて取組んでいく考えです。

（注）詳細を記した調査レポート「東日本大震災におけるわが国決済システム・金融機関の対応——金融・決済機能の維持に向けて——」（日本銀行調査論文、二〇一一年六月）を別途公表しています。

http://www.boj.or.jp/research/brp/ron_2011/ron110624a.htm

「決済システムレポート二〇一〇―二〇一七」

要旨

東日本大震災への対応

東日本大震災は、甚大な社会的・経済的な被害をもたらした。一方、わが国決済システムや金融機関は、震災発生後も全体として安定的に業務を継続し、金融インフラとしての正常な機能を維持した。これには、金融・決済機能の維持に向けた被災地金融機関の懸命な努力とともに、業務継続体制の整備に対する決済システムと金融機関の地道な取り組みが寄与している。今回の教訓を踏まえ、今後は、潜在的なストレス事象に見合う十分なストレスシナリオの想定とこれに応じた業務継続体制の構築、ストレートワード訓練を含む訓練の充実などが重要な課題となる。

国内決済システムの主要な動き

日本銀行は、次世代RTGS (Real Time Gross Settlement) 第二期対応として、二〇一一年秋の大口内為取引のRTGS化に向けて開発を進めている。同時期に予定される全銀システムの更新(第六次全銀システム)とあいまって、わが国における大口資金決済の効率性と安全性が一層高まるものと期待される。また、日銀ネットについては、将来の発展性を確保し、今後の環境変化に対し中長期的にコストを極力抑制していく観点から、新たなシステム(新日銀ネット)の構築も進めている。国債市場では、二〇一二年四月から決済期間を一営業日短縮し、アウ

トライトT+2 (GCレポT+1) とすることが合意された。本措置は、国債取引の未決済残高の積み上がりを抑え、決済リスクの削減に寄与するものである。市場関係者の間では、さらにアウトライトT+1化 (GCレポT+0化) について、実現に向けた検討が続けられている。

国際基準を巡る主要な動き

BIS支払・決済システム委員会と証券監督者国際機構専門委員会 は、国際金融危機を踏まえ、決済システムを対象とする国際基準の包括的な見直しを行い、市中協議報告書「金融市場インフラのための原則」を公表した。報告書では、決済システム等の安全性強化の観点から、全般

的な要求水準の引上げが図られている。本原則は、日本銀行が決済システムをオーバーサイトする際の、安全性、効率性の評価基準となるものであり、今後市中協議を経て二〇一二年初頭までに完成させる予定である(次頁図「わが国における金融市場インフラの範囲」参照)。

日本銀行によるオーバーサイトの取組み

日本銀行は、各国中央銀行と同様、民間決済システムに対するオーバーサイトをを行い、決済システム全体の安全性と効率性の向上に努めている。オーバーサイトは、決済システムの制度設計やリスク管理体制、運営状況等をモニタリングし、安全性と効率性を評価するとともに、必要に応

じて改善に向けた働きかけを行うものである。

日本銀行は、二〇一〇年五月、国内およびオフショアの決済システムに対する「オーバーサイト」の基本方針を公表し、これに基づきオーバーサイト活動を行っている。具体的には、民間決済システム運営主体との意見交換などを通じて、リスク管理体制の点検、システム更改プロジェクト管理のフォロー、業務継続体制の確認などを行っている。また、東日本大震災の際には、各決済システムの稼働状況等を継続的に確認し、必要に応じて日銀ネットの決済時間延長等の措置を講じた。

日本銀行は、今後ともオーバーサイト活動を通じて、民間決済システムとの間で共通理解を深めるとともに、安全性と効率性のさらなる向上への取組みを支援していく考えである。

民間決済システムによる リスク管理強化の取組み

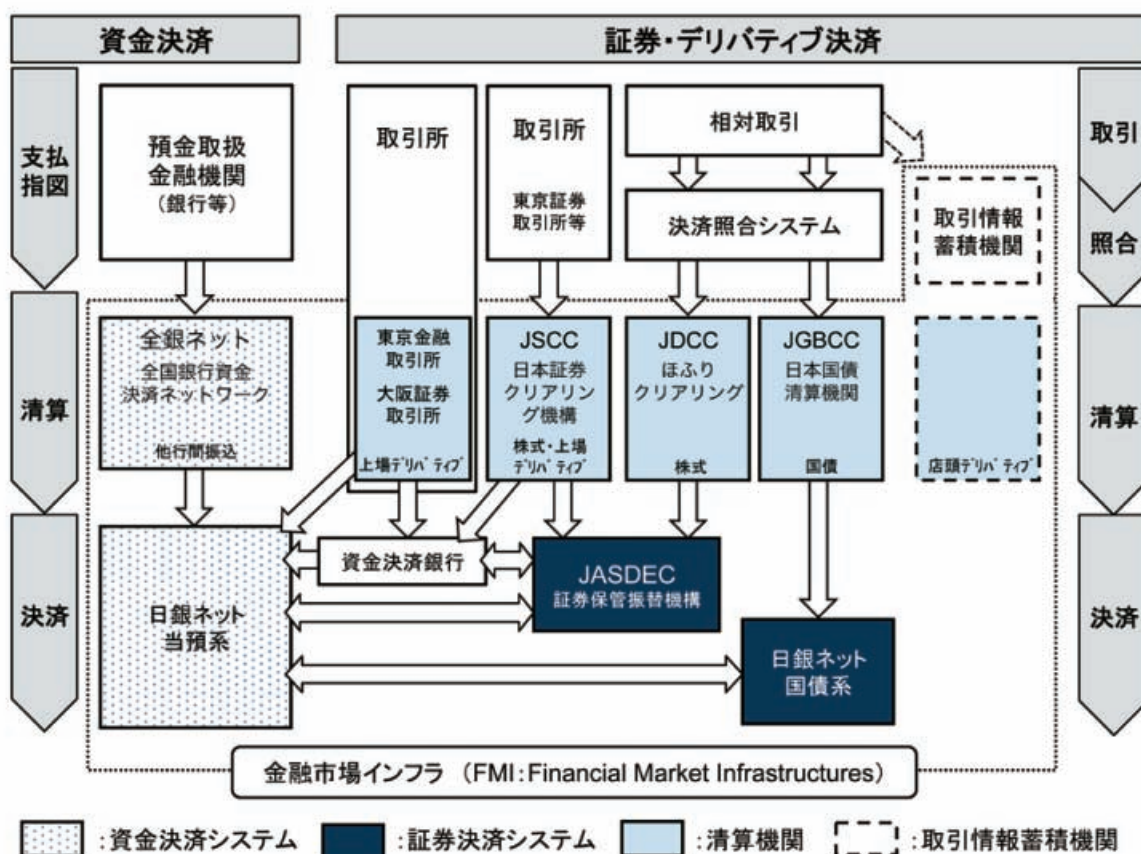
わが国民間決済システムは、近年の国際金融危機にあっても有効に機能し、金融ショックが国内に波及し増幅することを抑制した。その後も、民間決済システムは、資本の拡充、システム性能の向上など、経営体制やリスク管理の強化に努めている。もっとも、多くの決済システムは、参加者破綻時の対応やリスク管理手法の定量的検証などに、なお向上の余地を残している。具体的には、参加者破綻時の資金調達の実現性と迅速性の向上や、破綻参加者のポジジョンを解消する執行能力のさらなる向上、損失補填スキームの妥当性の検証などが重要である。

また、ITシステムの開発・運用面では、経営陣の適切な関与を含むITガバナンスの向上やプロジェクト管理体制の充実などが重要である。決済システムは、国民生活や経済活動を支える重要な社会インフラの一つである。今後ともわが国の金融・決済機能がしっかりと維持されいくよう、決済システムにおけるリスク管理体制の一層の強化が期待される。

*全文は日本銀行ホームページに掲載されています。

http://www.boj.or.jp/research/hrp/psr/psr2010.htm

わが国における金融市場インフラ (FMI) の範囲



清算機関のリスク管理の枠組み

グローバル金融危機以降、決済システムにおけるリスク管理の充実が一段と重視されている。ここでは、清算機関を例にリスク管理の基本的な枠組みを概観する。

清算機関は、約定が成立した取引について、売手と買手の間に入り、その取引の債権・債務を引受け、決済の相手方として、決済の履行を保証する。清算機関は、こうした機能提供に伴い、清算参加者が破綻した場合に顕在化する「信用リスク」や「流動性リスク」を抱えている。また、このほかにも、事務ミス、システムトラブル、自然災害などに起因する「オペレーショナル・リスク」などを抱えている。

このうち信用リスクは、「元本リスク」と「再構築コスト・リスク」に大別できる。元本リスクとは、双方向の決済に際して、片方が資金の支払いや証券の引渡しを行ったにもかかわらず、他方が見合いの債務を履行しなかった場合の資金や証券の取りはぐれリスクを指す。元本リスクを回避するため、DVP (Delivery versus Payment) 決済やPVP (Payment versus Payment) 決済の仕組みが構築されている。国債、

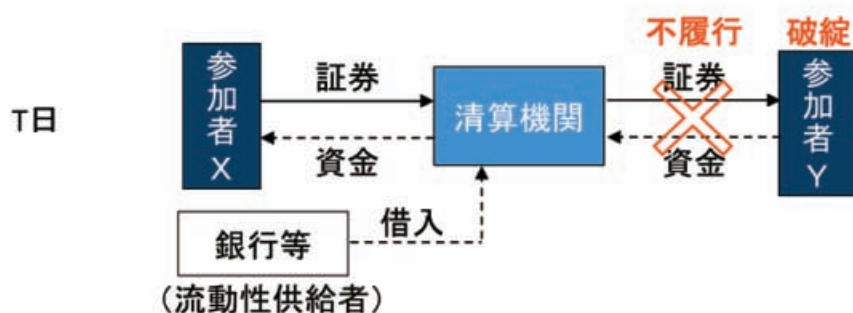
株式、外為、社債、CPなど、わが国の主要な金融市場取引の決済には、すでにこうした仕組みが導入されている。

「再構築コスト・リスク」は、清算機関が破綻参加者に代わって債権債務を履行していく際に、清算機関に損失が発生するリスクを指す。下図は、その一例として、証券清算機関で証券の買手が破綻した際の清算機関の対応、および損失が発生するメカニズムを示している。

清算機関は、①参加者との間で変動証拠金を授受すること（いわゆる値洗い）により、損失発生リスクを事前に抑制すること、②発生した損失を補填する財務資源（当初証拠金や清算基金など）を確保すること、の二段階でこうしたリスクに備えている。レポートでは、その詳細をわが国清算機関の具体例とともに解説している。

また、下図は、参加者破綻時に清算機関が資金調達を行う必要に迫られることも示している。清算機関は、銀行からの借入や他の資金調達手段を備えることにより、こうした「流動性リスク」にも備えている。

証券清算機関の参加者破綻時対応（買手破綻のケース）



【解説】

証券の買手 Y が破綻した場合、清算機関は証券の売手 X に支払う資金を調達する必要が生じる（流動性リスク）。また、Y に引渡す予定であった証券が清算機関の手元に残るため、これを市場に売却して、流動性の返済に充てる。証券の価値は約定時には X への支払いと同じであるが、売却時点では価格変動により、損失を被るリスク（信用リスク）がある。このように、清算機関の信用リスクは、「参加者の破綻」と「市場価格の変動」によって発生する。

